

北朝鮮によるミサイル発射の再度の強行に抗議する決議

本日、9月15日6時57分ころ、北朝鮮政府によるミサイル発射は、北海道上空を通過して襟裳岬東約2,200キロメートルの太平洋上に落下したと推定されています。

8月29日のミサイル発射に続き、北海道上空を通過した2度目となるミサイルであり、国民保護と平和を希求する観点から、断じて容認することはできません。

さらに9月3日、北朝鮮による核実験を受け、9月11日国連安全保障理事会で、北朝鮮への制裁決議が採択された直後であり、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙であります。

本市議会として、平成29年9月7日に、北朝鮮によるミサイル発射及び核実験の強行に抗議する決議を全会一致で可決したところではありますが、今回、北朝鮮政府が相次ぐミサイル発射を行ったことは、世界平和を願う私どもにとりまして極めて遺憾であり、北朝鮮政府に対し厳重に抗議いたします。

よって、本市議会は、北朝鮮政府に対し、ミサイル発射の強行について厳重に抗議するとともに、国連安全保障理事会決議を守るよう強く求めます。

以上、決議する。

苫小牧市議会

【提出先】 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、
朝鮮民主主義人民共和国国務委員会委員長、
国際連合事務総長